

平成16年度司法書士試験口述試験実施細目

- 1 口述試験は、司法書士の業務を行うのに必要な知識の有無及び司法書士としての適格性の有無を審査することを目的として、試験委員2名により、1人の受験者につきおおむね15分程度の時間で行う。

なお、司法書士の業務を行うのに必要な知識の有無及び司法書士としての適格性の有無を判断することが可能であれば、10分程度で打ち切っても差し支えない。また、15分程度ではその判定が困難であるときは、残りの受験者に対する試験の実施に支障を生じない限度において時間を延長するものとする。

- 2 口述試験は、別添の司法書士試験口述問題（以下「口述試験問題」という。）を参考に行う。

(1) 口述試験問題のうち、原則として、不動産登記、商業登記及び司法書士法のそれぞれの分野から適宜の問題を出題して行うものとする。なお、午前の問題と午後の問題をそれぞれ指定しているので、留意する。

(2) 実際の出題に当たっては、口述試験問題の文言に拘束されることなく、平易で分かりやすい表現を用いるものとする。なお、時間の配分等を考慮しながら、随時、試問数を増減する等の調整をして差し支えない。

(3) 口述試験の際には、受験者の態度（礼儀正しいかどうか、応答が真しであり、明快であるかどうかなど）や言動（非常識あるいは奇矯な言動がないかどうかなど）等を観察し、特異な点がある者については、必要に応じてその点に関して掘り下げた発問をし、司法書士としての適格性の判断の参考とするものとする。

3 評価の方法

口述試験の評価は、各試問についての結果を総合して判断し、次の方法により行うものとする。

- (1) 評価は、A、B、C、D及びのEの5段階とする。

A = 大変優れている

B = 優れている

C = 普通

D = やや劣る

E = 劣る

(2) Dの評価は、試問に対する正答が少なく（平均的な受験者の正答数に比して、正答数が概ね4割程度を下回る場合をいう。）、司法書士として必要な知識が十分でないと認められる者又はその態度や言動等から司法書士としての能力（適格性）に問題があると認められる者に対して付するものとする。

(3) Eの評価は、試問に対する正答がほとんどなく（平均的な受験者の正答数に比して、正答数が概ね1割程度を下回る場合をいう。）、司法書士として必要な知識を明らかに欠くと認められる者又はその態度や言動等から明らかに司法書士としての能力（適格性）を欠くと認められる者に対して付するものとする。

(4) D又はEの評価を行った者については、各試問に対する回答の概要、その他D又はEの評価が相当と判断した理由を記載した書面を口述試験結果報告表に添付するものとする。